| | | |
|---|---|---|
| | 15時30分から16時45分まで | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目（※） |

（※）試験を実施する年の４月１日現在施行されているものについて出題する。

⑵　第２種試験

| 年月日 | 時　間 | 試験課目 |
|---|---|---|
| 平成25年８月23日（金曜日） | 10時00分から11時45分まで | 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する管理技術Ⅰ（法律別表第１に掲げる課目⑵～⑹及び⑺を含む） |
| | 13時30分から14時45分まで | 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する管理技術Ⅱ（法律別表第１に掲げる課目⑵～⑹及び⑺を含む） |
| | 15時30分から16時45分まで | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目（※） |

（※）試験を実施する年の４月１日現在施行されているものについて出題する。

２　試験地及び試験場所

| 試験地 | 試　験　場　所 |
|---|---|
| 札幌会場 | 北海道大学<br>北海道札幌市北区北10条西７丁目 |
| 仙台会場 | 東北学院大学<br>宮城県仙台市青葉区土樋１丁目３番１号 |
| 東京会場 | 中央大学<br>東京都文京区春日１丁目13番27号 |
| | 帝京科学大学<br>東京都足立区千住桜木２丁目２番１号 |
| 名古屋会場 | 名古屋工学院専門学校<br>愛知県名古屋市熱田区神宮４丁目７番21号 |
| 大阪会場 | 大阪商業大学<br>大阪府東大阪市御厨栄町４丁目１番10号 |
| 福岡会場 | 九州大学<br>福岡県福岡市東区箱崎６丁目10番１号 |

（注）東京会場の試験場所は選択することができない。また、試験場所は、施設の都合等により変更となる場合がある。

３　受験の申込期間　平成25年５月17日（金曜日）から平成25年６月17日（月曜日）まで。

４　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第35条第２項及び第３項の規定に基づき登録試験機関として登録した下記の者が行うものとする。

公益財団法人原子力安全技術センター
東京都文京区白山５丁目１番３―101号

５　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

イ　受験申込書１式

ロ　写真（受験申込前１年以内に脱帽、無背景、正面向、上半身を撮影したもので、受験者本人であることが明瞭にわかるもの。大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）１葉

⑵　所定の受験料（第１種試験13,900円、第２種試験9,900円）は、次のいずれかの方法により納付すること。

イ　公益財団法人原子力安全技術センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。

ロ　現金を公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）まで持参すること。

⑶　受験申込書及び添付書類は、申込期間中に公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）まで持参するか、書留郵便で送付すること。書留郵便の場合、平成25年６月17日の消印があるものまでを有効とする。

⑷　受験申込書に記載した現住所等に変更が生じたときは、第１種試験又は第２種試験の区分、受験希望地、氏名等を明らかにして、その旨を公益財団法人原子力安全技術センターへ届け出ること。

⑸　第１種試験及び第２種試験の両方を受験しようとする者は、試験の区分ごとにそれぞれ受験申込みを行うこと。

⑹　受験申込書の入手を希望する者は、公益財団法人原子力安全技術センターの本部（東京都文京区）まで申し込むこと。

なお、郵送を希望する者は、切手（受験申込書１部の場合は140円）を貼り付け、送付先を記した返信用封筒（角形２号（縦33センチメートル、横24センチメートル）より大きいもの）を同封して申し込むこと。

⑺　受験申込書の頒布期間は、平成25年５月13日（月曜日）から平成25年６月17日（月曜日）までとする。

６　受験手続の窓口及び問い合わせ先

公益財団法人原子力安全技術センター
放射線安全事業部安全業務部
主任者試験グループ
112―8604　東京都文京区白山５丁目１番３―101号　東京富山会館ビル
電話番号　03―3814―7480

７　合格者の発表　試験に合格した者に対し、放射線取扱主任者試験合格証を交付するとともに、その氏名を官報で公告する。また、原子力規制委員会のホームページ及び公益財団法人原子力安全技術センターのホームページに合格者の発表を掲示する。

８　その他　一部の地域において、天災又は公共交通機関の運転停止等により受験ができない者が発生した場合でも、当該者に対する再試験は原則として実施しない。

# 閣　議

## ―閣議決定等事項―

（内閣官房）

五月七日（火）

○１般案件

１．フランス共和国大統領フランソワ・オランド閣下及びアレリー・トリエルヴェレール女史の国賓待遇について（決定）（外務省）

# 公　告

## 諸　事　項

### 公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成25年４月26日に登録の抹消の処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成25年５月９日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　萩原　和男　昭和26年10月26日生
公認会計士登録番号　第6734号
現住所　東京都中央区日本橋人形町１丁目12番11号リガーレ日本橋人形町3802号

### 証票無効

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書

平成23年４月１日発行第23―67号

金融庁　内閣府事務官　境　　吉隆　名義分

平成25年４月18日　紛失

上記のとおり証票紛失の届出があったので、紛失の日以降無効とする。

平成25年５月９日　　金融庁

### 工場財団

栃木県宇都宮市平出工業団地45番地２**株式会社セルクリーンセンター**の栃木県宇都宮市平出工業団地45番地２、45番地１株式会社セルクリーンセンター平出工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年５月９日　　宇都宮地方法務局

### 国営仙台東土地改良事業計画の公告

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）第４条第２項及び土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の２第１項の規定に基づき、国営仙台東土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、土地改良法第87条の２第10項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。